

Title	株式の名義書換における会社の調査
Sub Title	Die Prüfung der Gesellschaft zur Umschreibung im Aktienbuch
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.47- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	峯村光郎教授 退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0047">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0047</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 株式の名義書換における会社の調査

高 鳥 正 夫

- 一 名義書換の意義と構造
- 二 書換請求者に関する会社の調査
- 三 書換請求者の形式資格の問題

## 一 名義書換の意義と構造

記名株式を取得した者がその取得をもつて会社に対抗するためには、株主名簿にその氏名及び住所を記載してもらわなければならない（商二〇六一）。この名義書換を必要とするのは記名株式のすべての移転に際してであつて、単に株式譲渡による取得の場合に限らず、相続、合併などの包括承継または競売による取得などの場合も同様である。いずれの移転事由に基くものであつても、会社に対し書換を請求するのは記名株式の取得者であるが、株式譲渡の場合の請求者に関しては古くは<sup>(1)</sup>学説上争いがあり、また、実務上も会社は定款で名義書換は譲渡人と譲受人の連署をもつて請求すべき旨を定めるのが通例であり、この定は判例上も有効と解されていた。<sup>(2)</sup>けれども昭和二五年の改正によつて、記名株券に法律上当然の指図証券性

が認められてからは、譲受人が単独で名義書換を請求できることに異論はなく、また、かつてのような定款規定は見当らない。そこで、会社に対し名義書換を請求しようとする株式の取得者は、会社の株式取扱規則などに基いて、名義書換請求書に株券を添えて提出することとなるが、譲渡以外の事由によつて株式を取得した場合には、その取得を証する書面を提出することとなる。なお、会社は印鑑照合を行つて配当金の受領、新株引受権の行使などに際して株主の同一性を確認しているため、名義書換請求書の添付書類として印鑑票の提出が求められる。現在、上場会社の株式の取得は証券会社を通して証券取引所において行われるのが通例であるから、株式の取得者が委任状を発行して、証券会社を代理人として名義書換を請求する場合が最も多い<sup>(3)(4)</sup>。

会社が名義書換の請求を受けた場合には、株主名簿の閉鎖期間中であるとき、または、その株式について名義書換禁止の仮処分あるときなどを除いて、名義書換請求書に株券その他が添付されているかを調査して株主名簿の記載を変更し、同時に、株券上の株主氏名を訂正することとなる。そしてこの場合の書換日付は、株主からの請求が集中する決算期末においては、実際の書換にかかわらず期末現在とし、期の中で書換を行う場合には書換の請求を会社が受理した日、または、書換を終了した日とするものが多いようである。この名義書換という行為の性質を分解してみると、それは取得者が株式取得の事実の上に立つて株主名簿の変更を求め、会社が取得者からの請求に基いて株主名簿の書換を行うと、そこに会社に対して株主たる地位を主張できるという関係が生ずることとなる。そして、この効果は当事者の意欲したところに基いて生ずるものではなく、会社のなした名義書換という行為に結びつけられた法定的な効果と解すべきである。

次に、適的な名義書換の請求があつたときは会社は名義書換の義務を負い、株主名簿の記載の変更によつてこの義務を履行することとなるが、何人がこの名義書換を行うと会社が書換を行つたこととなるかが問題となる。株式の名義書換も会社の業務に属するから業務執行の権限ある機関、すなわち取締役会がこれをなすと会社が名義書換をなしたこととなる。もつ

とも、何人が株式会社会社の業務執行機関であるかについては争いがあり、取締役会及び代表取締役が業務執行機関であるとす  
る説も多い。いずれにしても、業務執行機関自身若しくはその委託または命令に基いて取締役または使用人がこれを行え  
ば、会社が名義書換をなしたことになる点は変りはない。そして、名義書換を含む株式事務は統一的な判断のもとに行われ  
る必要があるから、その委託なり命令が多数の人に分散してなされるものではない。実際上も相当規模の会社になると、株  
式課長またはこれに相当する地位にある者に業務の遂行が命令されているから、株式課長が他の従業員を指図して株式課で  
名義書換を行えば、会社が名義書換をなしたものとすることができる。これに対して、会社が定款をもつて名義書換代理人  
をおく旨を定めたときは（商二〇六II前段）、会社と名義書換代理人との間の株式事務全般についての代行を内容とする準委  
任契約が締結され、それに基づいて名義書換代理人が会社のために名義書換事務を行うこととなる。わが国では名義書換代理  
人をおいたときは会社では株式事務を取扱わず、従つて、株主名簿も名義書換代理人のもとにおくのが通例である。けれど  
も、会社に株主名簿をおくと共に名義書換代理人のもとにも株主名簿の複本をおくこともあるが、その場合には、名義書換  
代理人が株主名簿の複本に取得者の氏名、住所を記載すると、株主名簿上の名義書換があつたものとみなされる（商二〇六II  
後段）。

更に検討を要するのは、会社の名義書換義務はいつ履行されたことになるか、名義書換完了の時期はいつかという問題で  
ある。この点は、特定の株式取得者からの請求に基いて株主名簿の記載を変更し、新取得者の氏名、住所を記載した時に書  
換があつたと解するほかはない。このような理解は商法二〇六条二項後段の文言にも合致する。もつともそうなると、過失  
により会社が名義書換をしなかつた場合、あるいは、不当に書換を拒絶している場合などをどう処理するかが問題となる。  
そうした例外的な問題については、具体的な解決が求められる判例の立場からいえば、会社は自己の責に帰すべき書換未済  
を理由に株式の取得を否定できないと解することもできよう。けれども理論的には、株式の取得者としては会社に対し名義

書換請求の訴を提起し、また、仮りに株主の地位を定める仮処分を求めることにより解決すること、及び、会社の義務不履行に基く損害賠償を請求するのが正しい解決方法と考へる。<sup>(6)</sup> 後述するように、記名株券の所持人には強力な権利推定があることから、株式の取得者が会社に適式の書換請求書と株券を提出して書換を請求した時、ないしは、これを会社が受理した時に書換があつたとして差支えなく、この方が名義書換の不当拒絶の問題も容易に解決できるという考へ方もあろう。けれどもこの考へ方も、書換を請求しまたは会社がこれを受理すれば、常に名義書換があつたといふのであれば行き過ぎであらう。<sup>(7)</sup>

会社が取得者からの書換請求によつて株主名簿上の株主の氏名、住所の記載を変更した場合には、それと並んで、提出された株券上の名義を新株主に訂正し、会社の証印と書換日付印とを押捺して株券を返還することとなる。もつとも株券上の名義の訂正に代えて、アメリカで行われているように新株主の名義で新株券を発行してもいいが、まだこの方法はわが国ではほとんど採用されていない。株式の名義書換という場合には株主名簿上の名義変更を指すことはいうまでもないし、株式の譲渡が株券の交付によつて行われる現行法においては、株券上の株主氏名のもつ意味も旧法におけるとは異なつてゐる。書換請求者は自己の請求によつて株主名簿の書換が完了したことを、会社から返還された株券上の株主氏名の訂正と証印によつて知りうるのである。

(1) 明治三二年法のもとにおいて名義書換の請求を何人が行ふかについては、譲渡人及び譲受人が共同してなすべきであるとする説(八松本「日本会社法論」二二頁)、譲渡人が請求すべきであるとする説(青木「会社法論」三九九頁)、譲受人が単独で請求できるとする説(田中耕「改正会社法概論」四八六頁)、更に譲渡人または譲受人がそれぞれより請求できるとする説(西本「会社法」三一七、三二二頁)などがあつた。

(2) 大判昭和八・七・一五民集二二卷二〇五〇頁。

(3) 商法二〇五条二項の権利推定は自己に名義書換を求める株式の取得者が株券を呈示して請求する場合に働くものであり、取得者のために株券を所持する代理人について代理権ありと推定するものではない。従つて異説もあるが、代理人の代理権については請求者の側で証明することとなる(大隅「株式の名義書換の調査」会社法の諸問題・増補版一九〇頁)。

(4) 未成年者が名義書換を請求するときには法定代理人の同意を要するため、実務上もその場合には名義書換請求書、株券のほか、未成年者の戸籍謄本、法定代理人届、法定代理人の印鑑証明書などを添付させている。法定代理人の同意は未成年者が株式を取得するについての同意と、名義書換を請求するについてのそれとを区別して考える必要があるが、いずれの場合にもそれを欠くときは取消しうるのが原則である。不動産登記申請には意思能力さえあれば足りるといふ議論があるが(幾代「不動産登記法」法律学全集三二頁)、それをここに援用して名義書換の際に生ずる問題を解決しようとするものもある(飯島「実用株式会社法Ⅲ」二六八―二七一頁)。けれども名義書換請求権は株主権の内容をなす一つの権能であり、株主の住所、氏名が株主名簿上の記載と一致していない場合に具体的権利として行使できるもので、不動産登記の場合とは異なるものと解すべきである(東京地判昭和一三・七・九商判集一卷七七〇上参照)。

(5) 大判昭和三・七・六民集七卷五四六頁、東京地判昭和一〇・一〇・二三新聞三九一七号一七頁、同昭和三七・一〇・四下級民集一三卷一〇号二〇〇七頁など。

(6) 東京控判昭和二・八・二二新聞二七三九号一〇頁。

(7) 株主が名義書換を請求した時または会社がこれを受理した時に書換があつたとすると、会社に対し適度な請求をなす直ちに株主の権利を主張できることとならうし、また、閉鎖期間中に名義書換の請求があると会社が受理したこととなるかなどの問題が生ずるからである。

## 二 書換請求者に関する会社の調査

株式の取得者から名義書換が請求された場合には、会社は株主名簿の記載の変更をなすべき義務があり、これを不当に拒否したときは罰則の制裁もある(商四九八一11)。多数の株式取得者から名義書換の請求があつた際に、会社はその請求者が果して真実の取得者であるかについて調査することは不可能でもあるため、株券占有の有する資格授与的効力を利用して解決をはかっている。この点は記名株式の譲渡方法の推移に伴つて、昭和二五年の改正法の下におけるとその表現を異にするが(昭和四一改正前商二〇五IIと対照)、その趣旨においては変りはない。すなわち、株式の譲渡が株券の交付のみによつて行われる現行法のもとにおいては、株券の占有者は適法所持人と推定されるから、株式の取得者としては株券を呈示して書換を請求すれば足り、それ以上に自己の権利について実質的に証明する必要はない。会社もこの株券占有に認められる資格授与的効力の効果として、株券を呈示して書換を求めてきた請求者に対して書換をすれば、請求者がたとえ真実の権利者でな

かつた場合にも、原則として免責されることとなる。<sup>(1)</sup>

### (1) 形式的調査の問題

株式の取得者が真正の株券を呈示して名義書換を請求した場合、会社はその者の形式資格を調査して書換をなせば免責されるということは、株券の占有者は権利者と推定されるからにはかならないが、同時にその推定規定はそれ以上のものでもない。いかえれば、株券を呈示して名義書換を請求する者があつても、会社はその者が真実の権利者でないことを知る場合には、その事実を主張して名義書換を拒否することができる。株券を呈示して名義書換を請求する者がある場合、会社が株主名簿の記載を変更すれば免責されるということは、資格を有する者はその背後に真実の権利を有することが多いという蓋然性の上に立つて、会社の書換義務の履行を容易ならしめようとするためである。その意味からいつて、請求者の無権利なことを容易に立証できるにもかかわらず、悪意または重過失によつて名義書換をした場合には、免責の効果を認めないものと解される。これらの関係は有価証券法理から一般に引出されるところであつて、法文上もたとえば手形法四〇条三項に規定されている。そして同条にいわゆる悪意または重過失の意味については、手形の引受人は支払をなすことを強制される立場にあり、しかも所持人には権利推定が与えられていることから、これを通常の場合の用法と異なつて理解すべきことなども、学説はほぼ一致している。<sup>(2)</sup>そこでこの通説を名義書換の場合に当てはめてみると、いわゆる悪意とは、会社が名義書換の請求者が無権利であることを知りかつ容易に立証できる手段を有するにもかかわらず、その請求を拒絶しないで名義書換をなすことである。また、重大な過失がある場合とは、僅かな注意義務をつくせば請求者の無権利についての認識と立証手段の入手が可能であつたにもかかわらず、右の注意義務を果さないで書換をなした場合、および、認識は有していたが右の注意義務を果さないために立証手段のあることを知らず、名義書換をなした場合の兩者を含むものである。

前述した意味において会社に悪意または重過失があり、そのために免責されない場合というのは、実際上はほとんど存在しないといつて差支えない。それは上場株式についていえば、株式の大部分は証券取引所を通して売買され、また、名義書換の請求も証券会社が顧客に代つてこれをなす点に求められる。もつとも、会社の免責の有無が問題になる場合もないわけではなく、たとえば株主が会社の関係者で死去したことが明らかであるのに、名義書換の請求者がこれを譲渡によつて取得したとして書換を求めてきた場合などがこれである。もちろんその場合にも、直ちにそれで会社に悪意または重過失があることにはならず、そのためには更に他の要件をも具体的に検討しなければならぬ。そうした問題の解明と並んでもう一つ考えなければならぬのは、会社に悪意または重過失があるか否かについては、いかなる自然人の内部的容態を基準とするか、何人の悪意、重過失を会社のそれとして評価するかという問題である。元来、会社の名義書換事務は多数の補助者の活動によつて処理されていくし、また、名義書換の請求の受理から書換の完了までには若干の時日を要する場合もあるからである。まず自然人の方からいうと、既に述べてきたように、会社の株式事務は業務執行機関からの委託または命令に基いて行われるものであるから、委託または命令を受けかつその判断に基いて株式事務を行う者に悪意または重過失があれば、これを業務執行機関の従つて会社のそれとして取扱うことができよう。そして、株式事務の性格からいつて、通常は株式課長またはこれに相当する地位にある者の悪意、重過失を問題とすることとなる。次にいつを基準とするかという点であるが、これは名義書換はいつ行われたと見るかにかかつてゐる。従つて、名義書換請求の受理の時ではなく書換のなされた時を基準として、そこで悪意、重過失があつたか否かを考慮することとなる。<sup>(4)</sup>

会社は形式資格を有する者の名義書換の請求に基いて書換をなし、その者を株主として待遇すればいいわけで、実際には無権利者である新名義株主に利益配当をなした新株の割当をなしても、真の株主に対しては損害賠償の責を負うことはない。また、新名義株主に総会における議決権を行使せしめれば足り、たとえその者が株主でない場合にも決議取消の事由と



はならない。問題となるのは、名義書換の際にはその者の無権利について悪意、重過失なく書換をなしたが、その後、新名義株主が真実の株主でないことが判明した場合である。こうした事態は、旧名義株主と新名義株主との間で株式の帰属が争われる場合などに生ずるが、その場合には、会社は真実の株主のために新名義株主の無権利を立証して、その後における名義株主の権利行使を拒否することができる。ただ、株主名簿上の名義株主以外の者を株主として待遇するには、会社は自己の危険において行わなければならないし、また、名義株主の無権利を立証する手段は当事者である株主のみが有することが多いから、実務上は、真実の株主からの株主名義の変更請求をまつて、株主名簿の記載を変更するのが妥当である<sup>(5)</sup>。

## (2) 実質的調査の問題

株式の取得者から名義書換の請求があつた時は、会社はその者の形式資格のみを調査して書換をなせば、悪意または重過失のない限り免責されるということは、会社には形式的調査義務はあるが実質的調査義務はないということである。これに対して、会社は請求者の権利について実質的調査をなす権利を有するかについては、民法の諸規定との関連において従来学説が分れていた。まず一方の学説によると、株券上の法律関係は会社とその構成員との間のいわば継続的な関係であるから、会社はその構成員の利益を配慮すべきであつて、名義書換請求者の権利について疑うに足る理由がある限り、会社はその調査に必要な期間は名義書換を拒否することができる。会社が必要な調査をなしても請求者の無権利を証明できないとき書換をなすほかないが、その場合、名義書換の遅滞につき会社に責任の生ずることはない。このような意味で会社は請求者の権利を調査する権利を有するとする学説が有力である<sup>(6)</sup>。これに対して、会社を実質的調査権があるとすると調査期間中は遅滞の責を負わないこととなるが、そうになると、調査に名をかりて書換を遷延するおそれがあるとして、会社は請求者の実質的権利を調査する権利を有せず、民法四七〇条は名義書換には適用されないとする説がある。従つてこの説によると、

たとえ請求者の権利を疑うに足る事由があるとして調査したときでも、請求者の無権利が判明しなければ名義書換の遷延につき責を負うこととなる。<sup>(7)</sup>

このように、会社に実質的調査権があるか否かについては争いがあるが、具体的に株券の盗難届や紛失届が提出されている時に、取得者から名義書換が請求された場合の問題になると、その結論は近づいてくる。すなわち、会社に実質的調査権はないという側からすれば、株式の善意取得が大幅に認められている現行法のもとでは、こうした届出が提出されているだけで書換を拒否すべきではないとし、その理は公示催告の申立がなされている場合にも同様であるとする。<sup>(8)</sup> 反対に、会社に実質的調査権があるという立場からいつても、これらの届出だけで請求者の実質的権利を疑うに足る事由があるとはいえないから、名義書換の請求に応じて差支えない。ただ、届出に基き特に疑うに足る事由がある場合には、調査に必要な期間は名義書換を拒否しても不当な遷延の責任を負わないとする。

こうした議論に際して引合いに出される民法の諸規定、たとえば民法四七〇、四七八条などが商法上の証券的債権にも適用されるか、また、株券の単なる交付によつて譲渡される記名株式の名義書換にも適用されるかは、それ自体検討を要する問題である。そこでこれらの問題の検討に入るに先だつて、まず民法は指図債権その他の証券的債権の弁済保護に関して、どのような取扱いをなしているかを考察してみよう。民法四七〇条は、指図債権の債務者はその証券の所持人およびその署名、捺印の真偽を調査する権利を有するが義務を負わない。ただし、債務者に悪意または重大な過失があるときはその弁済は無効すると規定している。そしてここで権利を有するとは、疑問をいだいて調査するに必要な期間弁済を拒絶しても遅滞の責を負わないということであり、義務を負わないというのは、悪意または重過失のない限り調査しないで弁済し、それが真実の債権者でない場合にも、弁済は効力を生ずるという意味であると説かれている。このような解釈に至る理由は、指図債権においては債権譲渡は証券の裏書交付によつて行われ、債務者は債権者の交替を知りえないという特性に基くものと

されるが、民法四七〇条に関するこの解釈は民法学者の間の通説でもある。<sup>(9)</sup>

次に、現在の記名株券は無記名証券に属するものと解されるが、無記名証券における債務者の弁済保護に関しては、無記名証券の所持人は一般に債権の準占有者とみられ(民二〇五)、従つて債権の準占有者に対する弁済として保護される(民四七八)と解されている。ただ民法四七八条の解釈については、債権の準占有者への弁済が保護されるためには、弁済者の善意のほかは無過失であることを要すると一般に解されている。<sup>(10)</sup>もつともこの解釈論をそのまま当てはめると、無記名証券の場合と指図証券の場合とは弁済保護に関して権衡を失することとなるので、指図債権に関する四七〇条をこの場合にも類推して、無記名債権の場合についても、弁済者は所持人の真偽を調査する権利を有するも義務を負わず、ただ悪意または重過失がある場合には保護を受けないと解するものがある。<sup>(11)</sup>また、無記名証券は有価証券たる記名式所持人払債権と実質的に同じ効力をもつことを理由に、民法四七一条を類推し、そこから四七〇条にさかのぼるのが正しい解釈であるとするものもある。<sup>(12)</sup>

いわゆる証券的債権における弁済保護に関する民法の諸規定とその解釈は、右に述べてきたとおりであるが、次に、これらの関係が商法上の証券的債権にも妥当するかという問題を考察してみよう。この点に関しては、たとえば民法四七〇条は民法が対象とする低度の段階にある指図債権に関するものであり、手形や株券などの商法上の証券の場合には、その権利行使の円滑化が高度に配慮されているから、民法上の規定の適用は排除されるという考え方が、次第に増加してきているようである。<sup>(13)</sup>けれども、証券的債権に関する民法と商法との規定の上での差異が、果してそこに独自の立場を認めて設けられたものか否かは疑問であるし、また、民法の諸規定を商法上の証券に適用した場合の不都合についても、必ずしも明確にされたとはいえない。従つてここでは、民法の規定が商法上の証券にも適用されるという前提に立つて、問題を検討していくこととする。

前述したように、民法四七〇条は証券の所持人およびその署名、捺印の真偽を調査する権利を有するといつてゐるから、その意味では、商法上の指図債権についても債務者に実質的調査権があるという説明が適合するように見える。そこで従来は、商法学上の多数説も調査権を認める四七〇条を適用し、たとえば手形債権についても調査に必要な期間は履行遅滞にならないと解している。もつとも民法の場合と異なつて、手形、小切手になるとそのような調査権は認められないとする反対説もやや増えてきて<sup>14)</sup>いる。このように手形、小切手については異論もあるが、元来、指図証券においては、証券上権利者として指名された者から裏書交付の方法により権利が譲渡されていくから、その譲渡の経路は原則として証券上に記載されている。もつとも、白地裏書がこの間に入ると問題はやや複雑になるが、それにしても、債務者としては権利移転の経路を比較的たどり易い種類の証券ということができよう。従つて民法四七〇条が、証券上の記載をたどつて所持人の権利を調査したいというのなら、その限りで債務者に調査権を認めようということも納得できない理窟ではない。

これに対して無記名証券の場合には、証券の性質上、権利移転の経路を証券上の記載からは予想できないものである。従つて、証券上の権利行使に当つても証券の所持に形式資格を認めると共に、債務者も請求者が証券を所持しているかどうかを調査すれば弁済できるものとしている。このように流通性が一段と高い無記名証券については、請求者に疑問があるという理由で債務者が履行を拒絶しても、調査に必要な期間は履行遅滞にならないという考え方はなじみ難い。その意味においては、指図債権に関する民法四七〇条が実質的調査権を前提とする<sup>15)</sup>と解するならば、それを記名式所持人払債権に準用するのが不当であると同様に、無記名債権について類推する<sup>16)</sup>という考え方には賛成できない。また、最近の民法学説におけるように、民法四七八条の債権の準占有者の概念を拡張すると共に、一般民事事件への適用を考慮して、その弁済保護のためには債務者が善意無過失の場合に限るといふ解釈を動かさないとすれば、債権の準占有者のうちでも無記名証券の所持人に同条を適用する場合には、無過失であることを要しないと解する方が承認しやすい構成といえよう。

このように理解すると、昭和四一年の改正で無記名証券とされた記名株式の名義書換における書換請求者と会社の関係については、請求者たる株主の負担に帰するような実質的調査権は認められないと解するのが妥当である。もつとも用語の問題としては、請求者の権利を疑わしく思う相当の理由があるときは、会社はそれを明らかにするため必要な調査をなすことができるが、これを形式的調査に対応する意味で実質的調査権と呼ぶのであれば、そのことをいちがい不当といふことはできない。それが権利推定に対して反証をあげるための準備であり、必要な調査を行つてもどこまでも会社の責任においてなすというのであれば、その表現にかかわらずいわば消極的な意味しかもたないからである。

(1) 名義書換における会社の調査の問題について各国法の規整ないし取扱いを見ると、各国における株券の種類、会社と株主との関係についての理解の仕方などの相違からそれぞれの特徴が認められる。アメリカでは統一商法典第八章投資証券に株式譲渡に関する規定が設けられている。これによると株券には強度の流通性が認められ、会社は株式の譲受人からの名義書換の請求に応じなければならないが、その場合には署名者などに対して裏書が真正かつ有効なものであることの保証を求めることができる。会社は株式の譲渡が適式なものであるかぎりその有効性を調査する義務を負わないが、前述した保証を求めたことなどから名義書換について異議あることを知るときはその異議につき調査しなければならぬ。この調査義務は異議権者に対し三〇日以内に管轄裁判所の差止命令が発せられないか、または名義書換の遅延または拒絶により発行会社などが書換請求者に対して負う責任の賠償証書の提出のないかぎり、名義書換をなすべき旨の郵便による通知をなすことで免れることができる (UCC § 8-401-403)。

イギリスでも記名株券が原則であり名義書換手続の細部については会社で定めらるゝとされるほかは、アメリカにおけるとはほぼ同様な考え方で問題が理解されている。これに対して西ドイツおよびフランスでは無記名株券が中心であるためその事情は異なっている。たとえば西ドイツにおいては、記名株式の譲渡、名義書換については株式法に規定があり、記名株式は裏書によつて譲渡され譲受人は株券を呈示して名義書換を求め、その場合には会社は裏書の連続及び譲渡証書の正規なことを検査する義務を負うが、署名を検査する義務を負わないと定められている (No. 88)。けれども実務上は無記名株券が大部分であり、しかも株券の銀行への寄託が普及しているため、第二次大戦後一時的に発行された記名株券についても名義書換の必要性は大きくないようである。

(2) 大隅・河本「増補手形法」二七一―二七四頁など。

(3) 三戸岡・武田編「株式・株券」(会社法実務全書)三二二頁。

(4) 株式の名義書換請求の受理から書換株券の返却に至るまでには相当の期間を要し多数の人の手を経るものであるから、いずれかの段階における関係者に悪意、重過失があれば、これを会社の悪意、重過失として取扱うのが妥当であろうとの意見も考えられる。けれども名義書換を含む会社の株式事

務が統一的な意思のもとに行われていること、立証の対象の明確化のためにも、少なくとも株式課長またはこれに相当する地位にある者の悪意、重過失と同視しうる場合のみを基準とするのが妥当である。

(5) 西ドイツ株式法には一九六五年の改正で六七条三項が追加され、何人かが不法に株主名簿に株主として登録されているときは、会社はあらかじめ関係人にそのなさんとする抹消を通知し、かつ関係人に異議の主張につき相当の期間を定めた場合にかぎり登録の抹消をすることができる。この期間内に関係人が異議を述べたときは抹消せずにおかなければならないと規定された。その立法理由については Kropff, B. Aktiengesetz, p. 87 (慶應義塾大学商法研究会訳「西独株式法」九三頁)。

(6) 大隅「株式の譲渡」株式会社法講座二巻六六三—六六四頁。会社に実質的調査権があるとするものはこれと同様の結果を認めるものと思われる。たとえば田中誠「会社法詳論」上三二五頁、大森「新版会社法講義」一四八頁など。

(7) 石井「会社法」上巻二〇一頁、松岡誠「注釈会社法(3)」一五一頁など。

(8) なお、石井教授は会社が公示催告の申立人から株券発行証明書の交付を求められて発行した場合、その発行証明した株式についての名義書換に当って書換請求者に右のことを告知する義務があるか否かについて、これを法律上の義務と解することは妥当ではなくまたその必要性もないとされる(石井、前掲二〇二頁)。

(9) 我妻「新版債権総論」(民法講義IV)五六一頁、於保「債権総論」(法律学全集)二九四頁など。これに対して商法学者のうちには異説がある。河本「免責証券について」神戸法学雑誌三巻一号一七八頁。

(10) 判例も古くは過失の有無を問わないとしていたが(大判明治三八・六・七民録二二輯八九八頁、同大正五・五・一五民録二二輯九五三頁など、次第にその見解を改め最高裁は無過失であることを要すると判示している(最高判昭和三七・八・二一民集一六卷一八〇九頁)。但し債権の準占有者に対する弁済保護に関して、債務者の無過失までを要することが行き過ぎであることについて高島「証券所持人の同一性に関する調査義務」本誌二七卷二二号一〇一—一頁。なお同様の結論をとるものに内池「債権の準占有と受取証書」本誌三四卷一号五八—五九頁があり、これらに対する批判として沢井「注釈民法(1)」四一六頁、同「注釈民法(2)」九三頁がある。

(11) 我妻、前掲五六二—五六三頁。

(12) 沢井「注釈民法(1)」四二二頁。

(13) たとえば証券上の権利の善意取得が民法の即時取得に関する理論と相まって確立されたという沿革から更に進んで、証券裏書人の無権利のみでなく取得行為自体の瑕疵に拡大されるというドイツ手形法における多数説(Strauz, Wechselrecht, 14 Aufl., S. 109ff.)と同様に、わが国でも裏書人の無能力、代理権の欠缺、人違いなどあらゆる瑕疵を治癒しうるといふ見解が唱えられている(豊崎「善意取得」手形法・小切手法講座(3)一四三頁以下参照)こともこれに関連して注目される。

(14) 既に実質的証明を所持人に求めえない以上、手形債務者はせいぜい自分で調査して所持人の実質的な無権利を立証することにより履行を拒みうるだけであつて、そのような消極的意味での反対権しか有しないとす。喜多「支払人の調査義務」手形法・小切手法講座(4)一二五頁及びそこにあげられた

文献参照。

## 三 書換請求者の形式資格の問題

これまで主として述べてきたところは、記名株式の譲渡を受けて株主となつた者が書換を請求した際の問題であるが、その場合には、株券の占有に形式資格が与えられることが前提となつていた。そこで次に、相続、合併など譲渡以外の事由によつて株式を取得した者が書換を請求した場合について考察するが、この点については昭和四一年の改正に注目しなければならぬ。いいかえれば、それに先立つ昭和二五年の改正によつて、記名株式の譲渡は株券の裏書または譲渡証書と株券の交付によつて行われ、裏書が連続していることまたは株券の占有者が譲渡証書によりその権利を証明することで、名義書換に必要な形式資格が付与されることとなつた(昭和四一年改正前商二〇五)。従つて、譲渡による取得と譲渡以外の事由による取得の場合とはその外形で簡単に区別され、譲渡以外の場合には形式資格が付与されないと解されたため、書換請求者は自己が権利者であることを立証しなければならず、実務上もそれを前提とした取扱いが定められていた。ところが昭和四一年の改正で、株式の譲渡は単に株券の交付によつて行われ、しかも株券の占有には権利推定が定められたため(商二〇五IⅡ)、外形上同一である譲渡の場合とそれ以外の事由による移転の場合とで、権利推定の点の取扱いを異にすべきかが問題となるわけである。こうした改正にもかかわらず学説の多くは、株券を呈示して名義書換を請求する者があつたときは、会社はこれに依つて書換をなせば免責されるのがたて前であるが、請求者が譲渡以外の事由による株式取得を申出た場合には権利推定は崩れるから、相続、合併などによる権利取得の事実を証明する必要があると解している。<sup>(1)</sup>そのため会社の実務上も従前と同様に、相続のときは戸籍謄本及び共同相続人のうちの単独名義にするときは他の相続人の同意書などを、また、会社合併のときは登記簿抄本を提出させる取扱を続けてきている。

これに対して、株券の占有者が権利者と推定されるのは譲渡による取得の場合のみでなく、相続、合併など株式の取得原因のいかんを問わないと解すべきであるという学説も主張されている。この立場に属する学説の間にも若干のニュアンスが認められるが、その理由としてあげるところは次のような点である。たとえば、株券の占有者は権利者と推定されるという商法二〇五条二項の規定には、推定の及ぶ範囲を譲渡の場合に限るといふ文言はないし、また理論的にも、譲渡以外の事由による株式の取得者に資格が認められないと解すべき実質的な理由は見当らない。そして、譲渡以外の事由による取得についても権利推定が働くとすれば、書換請求者が実質的にも権利者であるかどうかについて特にこれを積極的に調査するか、または、請求者に証明させるかしなければ判明しない場合には、会社がそのような手続を経ないで名義書換に依りても、悪意または重過失を認められることにはならないのである。<sup>(2)</sup>あるいは、株券の所持人は取得原因のいかんを問わず権利者と推定されると解しながら、相続による取得であることが会社に知られている場合には、従来と同様に、相続により権利を取得したことを証する書面の提出を求める必要がある。それにもかかわらずその者の請求で名義書換に依じたというのは、会社に悪意または重過失があつたこととなる。何故ならば、相続の場合には共同相続が原則であり(民八九八)、しかも、共同相続に関する証拠方法の入手は困難ではないからであるとする。<sup>(3)</sup>そして多数説ならびにこれに基く実務上の取扱いに対する問題点として、譲渡以外の事由による株式の取得者が権利者と推定されないとすると、会社がその者の実質的権利を調査しないで書換に応じたのでは免責されないこととならう。そうだとすると、会社は名義書換の請求を受けたときに、請求者が譲渡による取得者かそれ以外の事由による取得者かを調査しなければならないこととなり、その結果が不当であると非難している。

この立場に属する学説がとりあげている問題点のうちには、多数説がこれまでいけば当然のこととして議論しなかつた点もあり、改めて検討すべきものも少なくない。まず、無記名証券である株券の占有者については、証券上の権利の譲渡が単



なる証券の交付のみで行われるという性質上、それを所持しているだけで適法な所持人としての外観が生じてくる。無記名証券の有するこの特性を背景に、無記名証券所持人は債権の準占有者に当るとして、その弁済を厚く保護しようという議論がでてくるわけであり、この点を強調しようとする基本的立場は理解することができる。けれどもそのことを強調するあまり、権利推定のでてくるのは譲渡による取得に限らず、相続、合併なども同様であるとするとする点にはなお問題がある。すなわち従来の法律上の取扱いとしては、譲渡による取得者と相続などによる承継人の地位は種々の点で区別されている。たとえば表見相続人に対する弁済保護については民法四七八条の問題として取扱われるが、表見相続人がいかなる形式のもとに債権の準占有者となるかといえは、偽造の戸籍謄本によつてその地位を主張した場合などとされている。いいかえれば、相続人でない者が被相続人名義の証券を所持しているだけでは、直ちに表見相続人とされるといふところまではきていない。このように現行法の体系のもとにおいては、相続その他の包括承継を譲渡の場合と区別して論じており、無記名証券の包括承継による取得者に権利推定を及ぼすことには疑問がある。

右のような理解に至る実質的な理由としては、相続などによる株式の取得に当つては株券の交付を要せず、そこでは特に事柄の慎重さが要請されていること、また、相続、合併などについてはその権利承継を比較的立証し易いことをあげることができよう。更に、これらの事由による権利移転は譲渡の場合に比較してその例が少なく、また、相続については共同相続が原則とされるほか、相続人の範囲は法定されており(民八八七・八九〇・八九八・八九九など)、会社合併についても、合併後存続または新設される会社の種類が限定されていること(商五六Ⅱ、五五九Ⅰ・六〇・六一など)などにも注目しなければならぬ。また、競売、公売による株式の取得についても、これと類似した関係を認めることができよう。このように考えることに対して反対説の立場から出される疑問の一つに、譲渡以外の事由による取得者についてこれを調査せず、そのため譲渡による取得者と思つて書換した場合には免責されないこととなるが、その点はどうするかという問題のあることは前述し

た。確かに、相続などによる株式の取得者が権利者として推定されないということ、株式の取得原因が譲渡によるかそれ以外の事由によるかについて、これを識別することとは別個の問題である。ただ、同様の問題は旧法時代から存在したわけでも、記名株式の所持人が裏書のある株券を持参して書換を求めた場合には、その所持人に至る移転経路がいかなるものであつても、これに書換をなせば会社は免責されうるものと解されていた。これに対して無記名証券となつた記名株券の場合には、その方式上、譲渡の場合とそれ以外の事由に基く取得の場合とを区別することができないため、指図証券の場合の理論をそのまま借用できないが、より高度の流通性をもつ無記名証券の性質からいつても、その外観を信頼して書換をなした会社の免責を考えてよいであらう。

これまで述べてきたように、記名株券をその譲渡方式の点で無記名証券としたときから、弁済保護などに関しても更に進んだ制度を用意することを検討すべきであつたように思われる。その見地からいえば、前述したように相続、合併などによる取得が少ないということは、反対に、それらの性質をのりこえて権利推定を適用するという議論にもなる。ただ立法論としてはともかく、現行法の体系がそこまでを予想して特別の規定を設けているかといへば、その沿革などから見てこれを肯定することは困難である。従つて現行法の解釈ということになると、譲渡による株式の取得とそれ以外の原因による取得とを分けて、権利推定の規定は前者にのみ適用されるとする多数説の立場が妥当なものと考える。その意味では、相続、合併など譲渡以外の事由による株式の取得に基く名義書換の請求に際しては、権利取得を証明させるという現在の会社実務を承認することができる。

(1) 味村「改正株式会社法」一一〇頁、石井・前掲二〇一頁など。

(2) 松岡誠・前掲一五二—一五四頁、上柳「株式の相続と名義書換」(大隅記念・商事法の研究一〇八頁以下)。

(3) 河本「改正商法上の記名株券と資格授与的効力」主として相続による取得の場合」(商事法務研究三九五号二頁以下)。